

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 平成 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 眼科新星会

① 財團 社團 (出資持分なし 出資持分あり)② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人□ 出資額限度法人 その他③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 主たる事務所 岡山県総社市小寺 7-7

従たる事務所 岡山県高梁市落合町阿部 599-1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 12年 7月 4日

(4) 設立登記年月日 平成 12年 7月 13日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	藤川 裕介	
理事	藤川えつこ	ふじかわ眼科高梁分院管理者
理事	藤川えり奈	
監事		

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院			一般病床 療養病床 [医療保険] [介護保険] 精神病床 感染症病床 結核病床
診療所	ふじかわ眼科 ふじかわ眼科 高梁分院	岡山県 総社市小寺 7-7 岡山県 高梁市落合町阿部 5 9 9 - 1	一般病床 8床 [医療保険 8床] 一般病床 6床 [医療保険 6床]
介護老人 保健施設			

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を〔 〕書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議会で議決又は同意した事項

平成 年 月 日
令和 4年 5月 23日 平成 3年度決算の決定

様式2

※医療法人整理番号 〇〇756

法人名 医療法人 眼科新星会
 所在地 岡山県総社市小寺7-7

財産目録
 令和4年 3月 31日 現在)

1. 資産額	675,040 千円
2. 負債額	20,345 千円
3. 純資産額	654,695 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	496,293
B 固定資産	178,747
C 資産合計 (A+B)	675,040
D 負債合計	20,345
E 純資産 (C-D)	654,695

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建物 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式3-4

法人名 医療法人 眼科新星会
 所在地 岡山県総社市小寺7-7

※医療法人整理番号〇〇756

貸 借 対 照 表
 (令和 4年 3月 31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	496,293	I 流動負債	20,345
II 固定資産	178,747	II 固定負債	
1 有形固定資産	41,651	負債合計	20,345
2 無形固定資産	229	純資産の部	
3 その他の資産	136,867	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	644,595
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	654,695
資産合計	675,040	負債・純資産合計	675,040

様式4-2

法人名 医療法人 眼科新星会
 所在地 岡山県総社市小寺7-7

※医療法人整理番号00756

損 益 計 算 書
 (自 平成 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	482,937
2 事業費用	464,814
本来業務事業損失	18,123
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	18,123
II 事業外収益	12,970
III 事業外費用	844
経常利益	30,249
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	30,249
法人税等	7,863
当期純利益	22,386

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

監事監査報告書

医療法人 眼科新星会
理事長 藤川裕介 殿

私(注1)は、医療法、眼科新星会の22会計年度(平成3年4月1日から令和4年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和4年6月10日
医療法人 眼科新星会

監事 高橋駿平

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。